

建設工事に係る入札方式について

一般競争入札（条件付）の対象となる建設工事は、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）が別表に掲げる建設工事の種類ごとに同表に定める金額以上の工事とする。ただし、災害復旧工事等で町長が特別に認める場合は、指名競争入札とすることができる。

別表

建設工事の種類	金額
土木一式工事（橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。）又は建築一式工事	1千万円
上記以外の工事	4千万円

※なお、上記以外の種別（委託コンサル、物品・役務）については、従来通りとする。